

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月10日			日本司法書士会連合会		
登 録					
登録番号	氏 名		登録番号	氏 名	
令和8年8月4日付					
東京9987	鬼頭 義和		東京9990	平野 智也	
東京9991	佐藤 祥行		東京9992	上山 暉	
東京9993	山崎 陽生		神奈川2877	中田 均	
埼玉2193	菊地 祥子		群馬 677	原田 麻紀	
静岡1055	長田 清		静岡1056	齊藤 浩志	
長野 899	小杉 理恵		愛知2524	古田 将浩	
富山 403	田中 悠都		大阪5528	三ノ浦和也	
大阪5530	中井 智大		愛媛 711	葉影 寛子	
福岡2279	末竹 誠		福岡2280	笹渕 結衣	
福岡2281	仲 宏		福岡2282	永松 愛未	
福岡2283	椋本 雅士		福岡2284	高橋 直美	
大分 516	川田 和教		大分 517	吉岡 俊一	
令和8年8月19日付					
岩手 432	久保 英人		岩手 433	松田 翔平	
秋田 385	西村 浩昭		秋田 386	中嶋 寿	
東京9997	夏目 光河		東京10000	鈴木 海	
東京10001	清水 廉矢		東京10002	小井澤 遼	
東京10003	鴫田 征也		神奈川2880	山崎 稔	
埼玉2194	中村 香織		千葉1878	大場 正貴	
千葉1879	山澤 悠紀		千葉1880	福田 航也	
新潟 744	大井 康史		愛知2525	内山 文孝	
石川 488	水野はるひ		大阪5531	林 義久	
広島1275	藤久 吉浩				
登録の取消し					
令和7年11月6日付			京都1265	今須 太郎	
令和8年4月8日付			岡山 914	鶴寫 健二	
令和8年5月2日付			香川 140	多羽本岩雄	
令和8年5月28日付			大阪1267	太村 孝江	
令和8年6月25日付			石川 184	堀 勝	
令和8年6月28日付			石川 387	立野 伸一	
令和8年7月1日付			神奈川314	山岸 義勝	
令和8年8月4日付					
札幌 947	小山 菜々		東京1408	斉藤 登	
東京7573	遠藤 光俊		東京7691	増岡 隆夫	
東京9632	倉若みの里		栃木 334	渡邊 知樹	

静岡 933	兼行 邦夫	愛知2107	田中 資郎
大阪1288	尾崎 好三	京都 439	高山 修二
和歌山263	野田 明弘	広島1190	岡本 佳
沖縄 492	横山 耕治		
令和8年8月19日付			
山形 146	菅原孝太郎	東京1592	伊藤九美子
東京2244	山本美智代	東京9257	成田 洋樹
東京9495	大谷明日香	東京9573	山本 正義
神奈川778	齊藤 春雄	神奈川1096	加納 健治
埼玉2013	本沢 優介	千葉1453	佐藤 俊傑
新潟 274	星野 誠	愛知 473	渡辺 武仁
大阪5178	初田 優子	京都 972	南 次男
兵庫 671	高田 英教	沖縄 188	花城 郁夫

古物営業の許可の取消処分の公告

下記の古物商について、所在が確知できないため、古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、令和8年7月6日付け官報でその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかったことから、同項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

- 令和8年9月10日
- 北海道公安委員会 委員長 倉本 博史
- 1 処分年月日 令和8年8月19日
- 2 氏名 澤田 祐介
- 3 住所 札幌市北区拓北1条1丁目3番1号
- 4 主たる営業所の所在地 札幌市北区拓北1条1丁目3番1号
- 5 許可の種類 古物商
- 6 許可証番号 北海道公安委員会第101280002162号
- 7 許可年月日 平成28年12月5日
- 告示
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができる。
- 2 また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求又は処分の取消の訴えを提起することはできなくなる。

教育職員免許状失効公告

- 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
- 令和8年9月10日 群馬県教育委員会
- (1) 氏名、本籍地 (2) 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者 (3) 失効年月日 (4) 失効の事由
- 1 失効した免許状
- (1) 赤花 大介、群馬県
- (2) ① 小学校教諭一種免許状、平31小一種第199号、令和2年3月31日、群馬県教育委員会
- ② 中学校教諭一種免許状（数学）、平31中一種第219号、令和2年3月31日、群馬県教育委員会
- ③ 高等学校教諭一種免許状（数学）、平31高一種第291号、令和2年3月31日、群馬県教育委員会
- (3) 令和8年8月19日
- (4) 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号二）該当
- 2 失効した免許状
- (1) 深澤 優仁、群馬県
- (2) ① 中学校教諭1種免許状（保健体育）、令5中1種第292号、令和6年3月31日、埼玉県教育委員会
- ② 高等学校教諭1種免許状（保健体育）、令5高1種第454号、令和6年3月31日、埼玉県教育委員会
- (3) 令和8年8月19日
- (4) 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

1. 本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳代の男性、身長172cm、体重75kg、着衣・所持品なし
- 上記の者は、令和8年5月2日午前6時20分頃、茨城県日立市東町三丁目12番6号菊地方東方約40m先海岸上において発見されました。

2. 本籍・住所・氏名不詳、年齢60～70歳代の女性、身長160cm、体重45kg、白髪交じりの短髪、痩せ型、背部約30cm・右膝約15.5cm・左膝約13.5cmの手術痕あり、着衣・所持品なし

上記の者は、令和8年7月16日午前7時40分頃、茨城県日立市東大沼町一丁目35番29号川田方東方約40m先海岸上において発見されました。

以上2件、身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当市保健福祉部福祉総務課まで申し出てください。

令和8年9月10日
茨城県 日立市長 小川 春樹

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記
福岡県東警察署長
司法警察員警視正 岩見 祐介
令和6年第11051号窃盗被疑事件（第1号） 1. 普通乗用自動車1台

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年九月十日
北海道留萌市五十嵐町二丁目四番一五号
有限会社本間工務店
清算人 本間 義雄

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年九月十日
札幌市中央区南1条西十六丁目1番地1111
札幌ビル11F 株式会社未来建設
代表清算人 渡瀬 好功